

# 令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 安八町

## 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 79.2%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 104.7%                          |
| 全職員               | 75.1%                           |

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | —%                              |
| 本庁課長相当職     | 94.9%                           |
| 本庁課長補佐相当職   | 99.0%                           |
| 本庁係長相当職     | 102.9%                          |

### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 107.5%                          |
| 31～35年 | 91.7%                           |
| 26～30年 | 91.2%                           |
| 21～25年 | 103.1%                          |
| 16～20年 | 115.2%                          |
| 11～15年 | 72.6%                           |
| 6～10年  | 81.8%                           |
| 1～5年   | 87.5%                           |

### 【説明欄】

- ・扶養手当については、世帯主の男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性職員の割合は約8割となっており、「任期の定めのない常勤職員」の給与水準に一定の影響を及ぼしている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の給与の差異は104.7%となっているが、これは個別の勤務形態による影響が大きい。
- ・「勤続年数別」で11～15年の給与の差異が72.6%となっているが、これは女性職員の部分休業取得による給与の減額の影響が大きい。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分においては、該当職員がいないため「—」と記載している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。